

東京港野鳥公園

事業計画書

東京港野鳥公園グループ

指定管理者候補者の提案額

1 施設名称

東京港野鳥公園

2 指定管理者候補者

東京港野鳥公園グループ

《構成》東京港埠頭株式会社

財団法人日本野鳥の会

3 収支計画書

単位：千円

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
総支出額	105,075	105,075	105,075	105,075	105,075	525,375
利用料金収入	—	—	—	—	—	—
差引 (都への提案額)	105,075	105,075	105,075	105,075	105,075	525,375

事業計画

【1 管理運営に関する基本的事項】

- (1) 公の施設を管理する指定管理者の役割を踏まえた上で、海上公園の管理運営について貴団体の基本的な考え方と視点を示してください。

1 指定管理者の役割と私たちの基本姿勢

○都立海上公園は、都民の海への開放と自然の回復をビジョンとして、臨海部に計画的に創出された公の施設であるため、指定管理者は、行政の代行として法令等に基づく公平・公正な取り扱いに留意し、また政策の補完を図り、質の高いサービスの提供や効率・効果的な管理運営を積極的に進める責務があります。

○また、海上公園は、個々の施設を適正に維持管理するだけでなく、それぞれの公園の可能性や隠れた魅力を引き出すことによって、時代に即した新しい価値を創造していくことが重要であり、そのために果たす指定管理者の役割は大変大きいものと考えます。

○そこで私たちは、公園の資源(生物、水、緑、施設など)のもつ価値や潜在性を、社会の要請に応えつつ、これまでの知見や経験と都民、NPOなど様々な人たちとの協働・連携という管理運営に欠かせない活力を、最大限に引き出していくような、効率・効果的な管理運営を推進します。

2 東京港野鳥公園の管理運営の基本的な考え方と重要な視点

(1) 管理運営の基本的な考え方(別紙<図表1>参照)

○東京港野鳥公園は、既成市街地に近接しているにもかかわらず、これまで、200種以上の野鳥の飛来が確認された生息環境であり、私たちが、高度な環境管理により守ってきた貴重な海上公園です。また、渡り鳥の休憩地としての広域的な拠点で、野鳥を主とした生物の多様性が確保され、自然体験や環境学習を行える数少ない場であると考えます。

○これをふまえ、東京港野鳥公園における管理運営の基本的考え方を

「野鳥の生息環境を環境管理に基づいて確実に維持保全するとともに、多様な環境学習の機会を拡大することにより、公園の魅力を高めること」とします。

(2) 管理運営の重要な視点(別紙<図表2>参照)

私たちが、東京港野鳥公園の管理運営の基本的な考え方を実現する上で重要とする視点は以下の3点です。

① 野鳥の生息環境を維持、保全する公園づくり

創設の経過と意義をふまえた上で、野鳥の生息実態を正確に把握しつつ、これまで培われた環境管理の高度な技術を駆使して、保全地の機能を次代に継承します。

② 多様な環境学習を展開する公園づくり

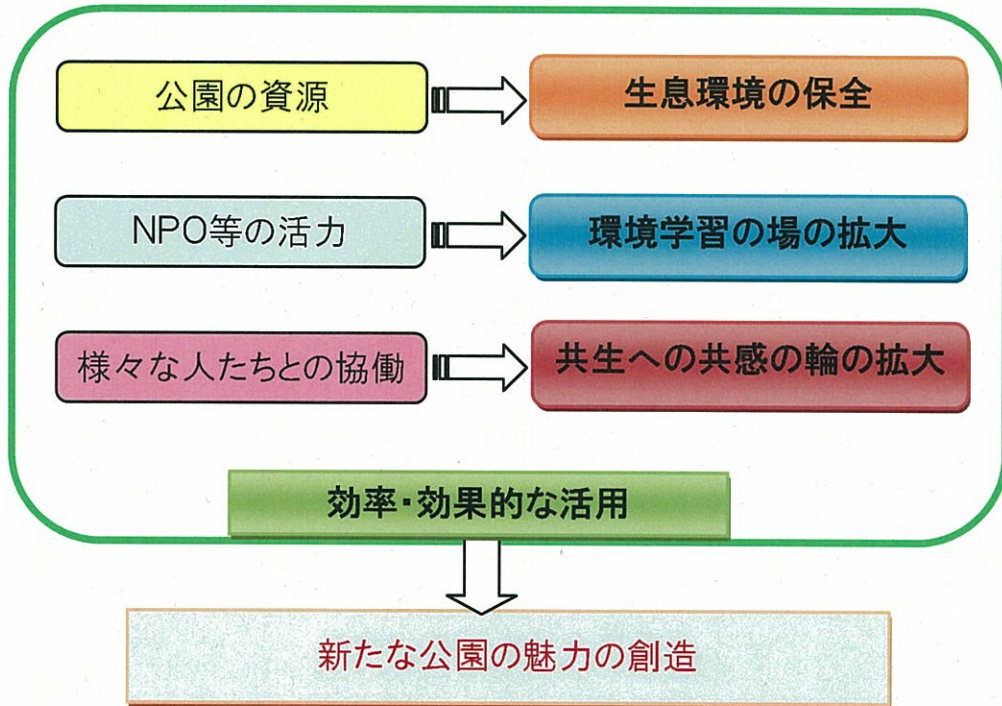
本公園は、樹林地、干潟、汽水、淡水池など、野鳥の生息に適した様々な要素が環境管理により維持され、人と自然とが共生した里地・里山の体験も行われています。私たちは、NPO等と共に、樹林地や里地・里山づくりなどを通じて、人が自然とふれあい、楽しめる環境学習の場としての公園づくりを進めます。

③ 協働により育む公園づくり

こうした貴重な自然地を持つ公園は、意義や重要性に共感する人たちによって、守り、育てることが重要です。そのため、特に、お客様である都民、支え続けてきたNPOやボランティア、企業等との協働を通して、公園のもつ魅力と潜在性を、社会に効果的に情報発信し、共感の輪を広げていきます。

〈図表1〉

1 管理運営に関する基本的事項 (1)
「管理運営の基本的な考え方」



〈図表2〉

1 管理運営に関する基本的事項 (1)
「管理運営の重要な視点」

視点1 野鳥の生息環境を維持、保全する公園づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥類相調査の実施とモニタリング手法による環境管理 ● 環境管理技術の体系化 ● 環境管理技術の発表・展示 	など
視点2 多様な環境学習を展開する公園づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「(仮称)野鳥と自然の100の不思議展」の開催 ● 里地・里山資源を活用した多様な環境学習企画(耕作体験、干潟体験、昆虫体験企画 など) ● 生物多様性企画 	など
視点3 協働により育む公園づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ● 東京バードフェスティバルに加え、秋の里地・里山フェスタの開催 ● NPO等と連携した国際的なワークショップ等の実施 ● 湿地保全団体等の交流会議等の実施 	など

(2) 東京港野鳥公園の管理運営について重要と考える事項を挙げ、それに対して貴団体のノウハウをどのように活かし、総合的に業務を展開していくか記入してください。

■ 管理運営についての重要事項			
<p>東京港野鳥公園の管理運営にあたっては、指定管理とそれ以前からの業務により培った統括運営のノウハウを持つ構成員と、全国で野鳥保護に取り組む、野鳥の専門的知見を有する構成員が連携し、業務展開を図ります。また、本公園の創設の意義と目的を共有した、NPO法人東京港グリーンボランティア(以下「GV」と東京港野鳥公園ボランティアガイド(以下「VG」)との協働を図り、都民等が協働し育てる公園づくりを推進します。具体的には、運営管理と維持管理等に分け、これを構成する6項目を重要事項として定め、GV・VGとの協働のもと、構成員のノウハウを総合的に発揮し、業務展開を図ります。</p>			
構成員の特徴と役割			
A社	海上公園施設の持つ機能や性能を熟知。監督等の技術専門社員の技術力。開園時から今日までの管理運営ノウハウを有している立場から統括を担当。		
B法人	開園時から本公園の業務に携わり、野鳥に関する卓越した専門的な知識と日本全国にある連携団体(支部)とのネットワークによる情報力を保有。野鳥等に関する各種調査・環境管理・環境学習を担当。		
協力団体	GV・・・本公園創設時からボランティアとして活躍し、魅力ある里地・里山体験などを企画・実施。 VG・・・平成2年から、一般来園者に向けた、親切でわかりやすい野鳥観察ガイドを実施。		
重要事項	ノウハウの活用		新たな業務展開
統括	(1) 情報・組織・社員・渉外・経営管理等の総指揮	A社による管理運営の統括 ①海上公園で培われてきた統括運営力と知識・経験力 ②計画的な研修による人材育成	・PDCAマネジメントによる業務改善 ・野鳥公園マスター会議や月例会議の運営 ・統括本部にマネジメントチームを設置し、チームによるリーダーシップを発揮
	重要視点1 (2) 野鳥の生息環境の維持・保全・継承	B法人のノウハウを活用した業務遂行 ①開園以来からの野鳥に関する専門的ノウハウを活用した環境管理の実績 ②わかりやすい環境学習プログラムの開発力 ③野鳥等に関する情報・写真等のデータ保有力	・鳥類相調査等の実施とモニタリング手法による環境管理の実施 ・デジタル機器による解説 ・環境管理技術の体系化と発表・展示
	重要視点2 (3) 多様な環境学習の展開	①A社・B法人と協力団体の信頼関係に基づいた協働実績 ②B社の環境学習ノウハウの蓄積	・GVとの協働のもと里地・里山体験を通じた多彩な環境学習企画の展開 ・VGによる野鳥観察ガイド ・生物多様性の必要性を学習できる企画 ・四季折々の自然を活用した多彩な自然体験企画 ・野鳥と自然の100の不思議展開催 ・里地・里山フェスタの開催
	重要視点3 (4) 協働により育む公園づくり	①B法人による企業CSRの受入実績 ②A社・B法人、協力団体、さらには企業などが連携したイベントの企画運営力 ③GVと国際ボランティア団体の連携実績 ④自然保全団体等とB法人の連携実績	・企業CSR活動との連携 ・東京バードフェスティバルに加え、秋の里地・里山フェスタを開催 ・国際的なワークショップ等の実施 ・近隣の湿地保全団体等との交流会議を開催 ・協力団体に対する交流の場の提供
維持管理等	(5) 一般公園施設の維持管理	①A社の造園・電気・建築等の技術者、管理士による裏打ちされた技術力 ②35年以上にわたり、海上公園の現場を担ってきたA社の実績と精緻な知見	・安全で、環境管理を意識した公園づくり ・パークメンテナンス方式の展開 ・維持管理ガイドラインの策定
	(6) 災害発生時対応	統括であるA社の主体的な対応 ①「危機管理計画書」「緊急時アクションマニュアル」の整備と訓練実績 ②東京都と密接に関連した避難者対策訓練実績(仮設トイレと伝言板設置など)	・普段からの災害発生時への対応訓練 ・行政・都民等へのバックアップ体制 ・災害時に役立つ初動体制の確立

(2) 管理事務所と本社（グループ構成員を含む。）の連絡調整方法、役割分担、指揮命令系統について記入するとともに、その関係がわかる組織図（A4版：様式任意）を作成し、提出してください。また、組織として職員の技術や能力、接遇の向上を図るための貴団体の取組を具体的に記入してください。

1 管理事務所と統括組織の役割分担、指揮命令系統（別紙〈図表1〉参照）

東京港野鳥公園を統括的に管理するための組織形態や役割分担等は以下のとおりです。

(1) 指揮命令系統

○臨海部に立地するA社の本社に、臨海部の公園事業全体を統括する公園事業室を置き、その指揮命令を受け、当公園の管理事務所が施設等を管理運営します。あわせて、B法人のサンクチュアリ室と連絡調整し、環境管理等にあたる野鳥公園レンジャーを、現場責任者を含め管理事務所に置きます。

(2) 役割分担

○A社公園事業室は、指定管理事業を統括し、東京都、社内、B法人に係る連絡・調整のほか、進行管理を行います。

○公園の管理運営は、指定管理者構成員と「東京港グリーンボランティア」（以下「GV」）等との協働により行います。環境管理計画などの重要事項の協議、決定、評価、改善を行うための「**（仮称）野鳥公園マスター会議**」、決定に基づく実施のための「**（仮称）月例会議**」を設置し、A社公園事業室「マネジメントチーム」が事務局となって運営します。管理事務所スタッフ、野鳥公園レンジャー、GV等は方針に沿って、現場の管理運営を遂行します。

○なお、公園事業室のもとに、「南部地区センター」を置き、公園センター長の指揮を受け、施設の維持管理を行う「施設係」と「機動補修チーム」を配します。

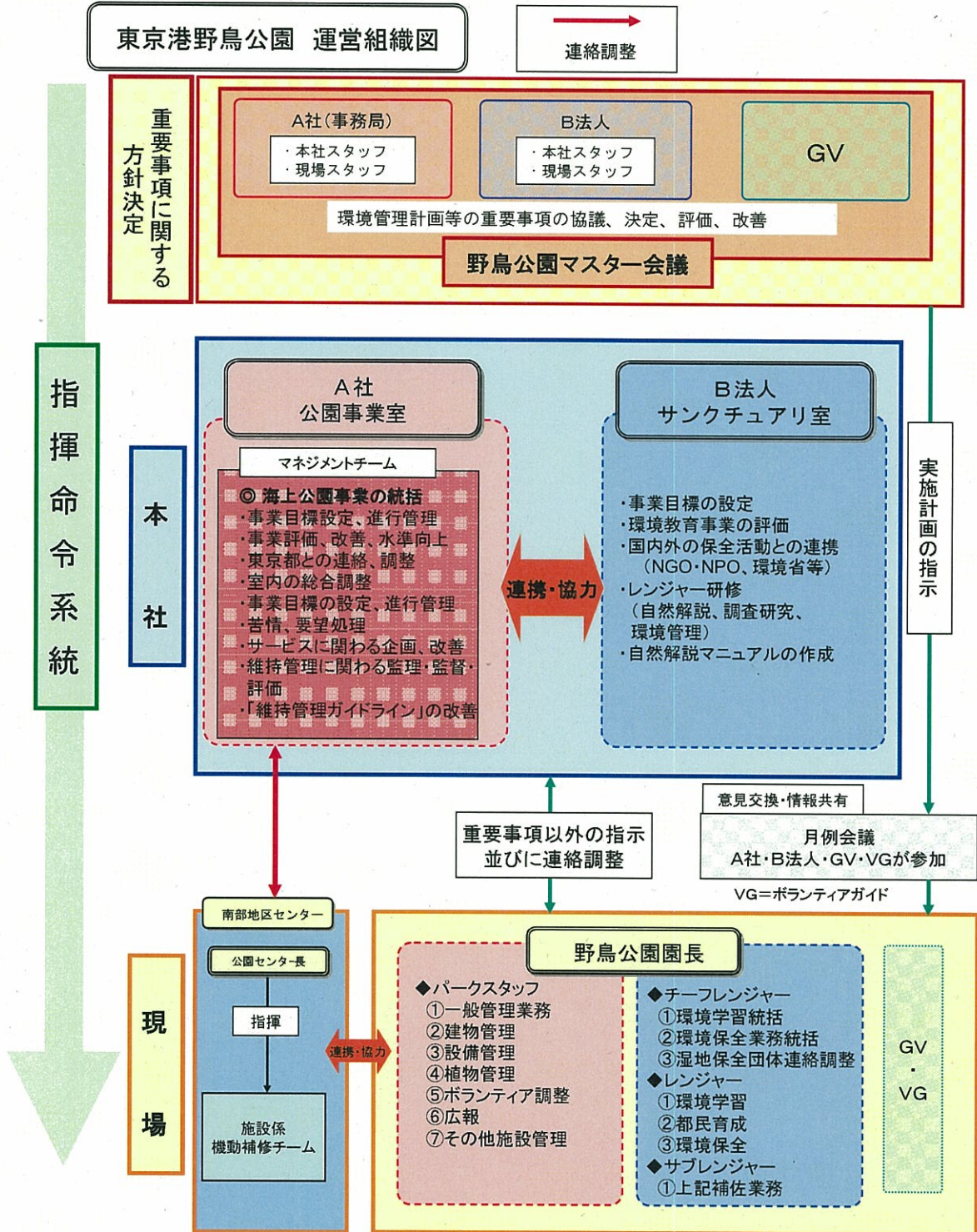
2 社員の技術や能力、接遇の向上を図るための取組み

野鳥公園の大きな目的である生息地保全を確実なものとしていくためには、特に環境管理や環境学習技術等の向上が不可欠です。このため、**維持管理能力を向上する取組を中心として、更なるレベルアップが図れるよう、下記の4つの分野で研修等を実施します。**

行政代行能力向上	指定管理者として求められる行政代行能力を向上させるため、以下の研修を実施します。 ●公園行政への一層の理解を深めるための講習会受講 ●社員各階層に求められる事務・技術研修 ◆講習会受講等：適宜
個人情報保護能力の向上	法令に則った情報セキュリティポリシーや個人情報規程を定め個人情報管理について、引き続き厳格に対処するため、個人情報に関する研修を毎年度実施します。 ●個人情報管理に関する研修 ●情報セキュリティポリシー遵守に関する研修 ◆情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修：各年1回
維持管理能力の向上	環境保全にかかわる調査研究や環境管理技術、自然解説等環境教育技術の向上のため、モニタリングのために実施した調査研究をまとめて発表するとともに最新の情報を収集します。 また、これまで土木・造園施工管理技士、造園技能士、公園管理運営士、樹木医等の資格獲得に成果をあげてきましたが、今後も指定管理水準の向上のため、積極的に研修・支援を進めます。 ●B法人レンジャー間の情報交換会の開催 ●学会・研究会での発表と参加 ●技術向上や安全管理のための内部、外部研修、専門交流会への参加 ●各種資格取得の奨励・支援 ◆レンジャー会議：各年1回 ◆学会・シンポジウム等への参加・発表：適宜 ◆技術・技能研修：適宜 ◆安全管理研修：年3回程度
接客・接遇力の向上	社員の接客・接遇力向上のための強化運動や接遇研修を引続き実施し、新たに社員自らホスピタリティを学ぶ、「サービス手帳づくり研究会」を発足します。 ●経験年数に応じた接客・接遇・クレーム対応研修 ●電話応対強化運動 ●「サービス手帳づくり研究会」の発足 ◆接客・接遇研修、電話応対強化運動：年1回 ◆クレーム対応研修：適宜 ◆「サービス手帳づくり研究会」：適宜

2 人員配置計画(2)
「東京港野鳥公園運営組織図」

<図表1>



【3 管理運営計画】

- (1) 東京港野鳥公園をより多数の都民等に利用していただくには、その特性や都民等のニーズを把握し、野鳥保護や自然環境との調和を図りながらその魅力とサービスを高めていく必要があります。このための取組について、体系的に記載してください。また、東京港野鳥公園の魅力積極的に都民等へアピールする業務についても、併せて示してください。

1 東京港野鳥公園の特性とニーズの把握

○本公園は、都心に近接しているながら、人工的に回復した海辺の豊かな自然があり、都民が身近に、シギ・チドリをはじめとした多くの野鳥を観察できます。自然生態園では、人と自然との共生が実感できる里地・里山体験によって、楽しみながら環境を学べるという特性を持っています。

○私たちは、これまでも顧客満足度調査を実施し、また、普段よりお客様から貴重なご意見をいただくなど、ニーズの把握に努めております。その結果を反映してきたことで、野鳥愛好者の再来園の割合は増えております。一方、これまで来園したことがない利用者層の拡大のため、調査結果等を活かしたPRの強化を行います。今後においても、お客様のニーズを管理運営のヒントとして積極的に活かしてまいります。

2 魅力とサービスを高める取組み(別紙<図表1>参照)

(1)野鳥の生息環境の維持・保全・継承

本公園の最大の魅力は、一年を通じて多くの野鳥を観察できることです。私たちは、こうした魅力を維持するために、野鳥を支える多くの生き物が生息できるよう、これまでも環境管理を実践し、周辺の環境が大きく変化している中で指標となる種(H19-21実績 年90種)の保全を達成してきました。今後とも専門的な視点から、野鳥の生態の研究を進め、よりよい環境管理を実践することで、野鳥の生息地としての維持・保全・継承に取組み、魅力を高めてまいります。

(2)多様な環境学習を展開

本公園がもつ、野鳥の魅力を、楽しく、わかりやすい形で学べるようにしていくことは、本公園の特性を活かす上で重要な取組みと考えます。このため、新たなサービスとして、通常の観察説明を充実させ、観察時点では見られない野鳥を映像機器で解説します。また、NPO等との協働により、豊富な自然とふれあえるよう、誰もが気軽に参加できる里地・里山体験の機会を増やしていきます。

なお、生物多様性への関心の高まりにこたえていくため、生物多様性の必要性や課題をわかりやすく解説することや、貴重動植物の保全や外来種の駆除問題を実感できる企画など、今日にふさわしいテーマに積極的に取り組んでいきます。

(3)様々な人たちとの協働を拡大

野鳥公園は、NPO等との協働の仕組みと活動が、運営の大きな特色であり、本公園の魅力の一つと考えます。これまで、年間を通じて行ってきた、数多くの協働活動を土台として、今後、NPO等、学校、企業、湿地保全団体などに声をかけ、協働の機会を拡大してまいります。

3 多様な手法を用いた情報発信

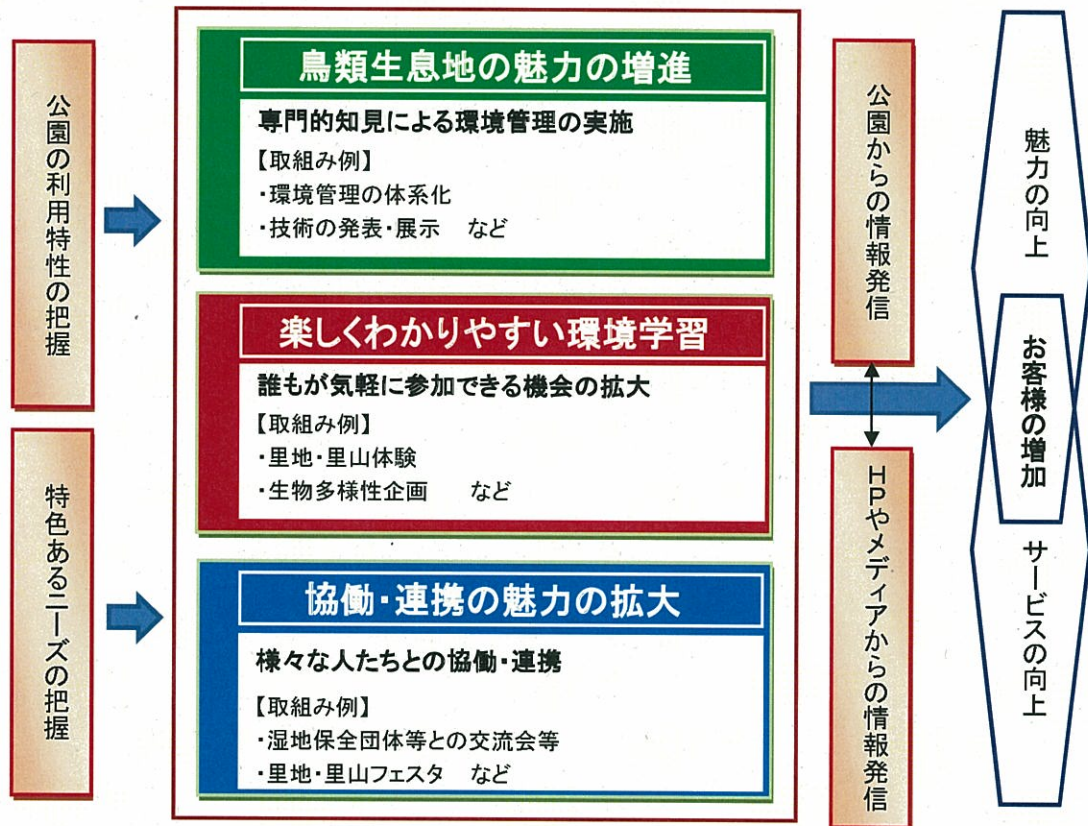
○私たちは、都心に近接した本公園で、野鳥観察や環境学習が体験できることを、多くの都民等に知っていただくため、魅力あるHPに一新し、学校等への環境学習行事等の情報提供、東京都をはじめとした行政広報など、関係するメディアを活用して積極的に情報発信していきます。また、B法人の有する全国ネットの情報網やメールマガジンにより、更なるリピーターの拡大をも図ってまいります。

(別紙<図表2>参照)

○窓口においては、当日の行事情報、自然情報、マップ、解説サービスのメニューなど、入口で公園全体の魅力や利用のメニューがわかるよう、親切でわかりやすい情報提供を行います。

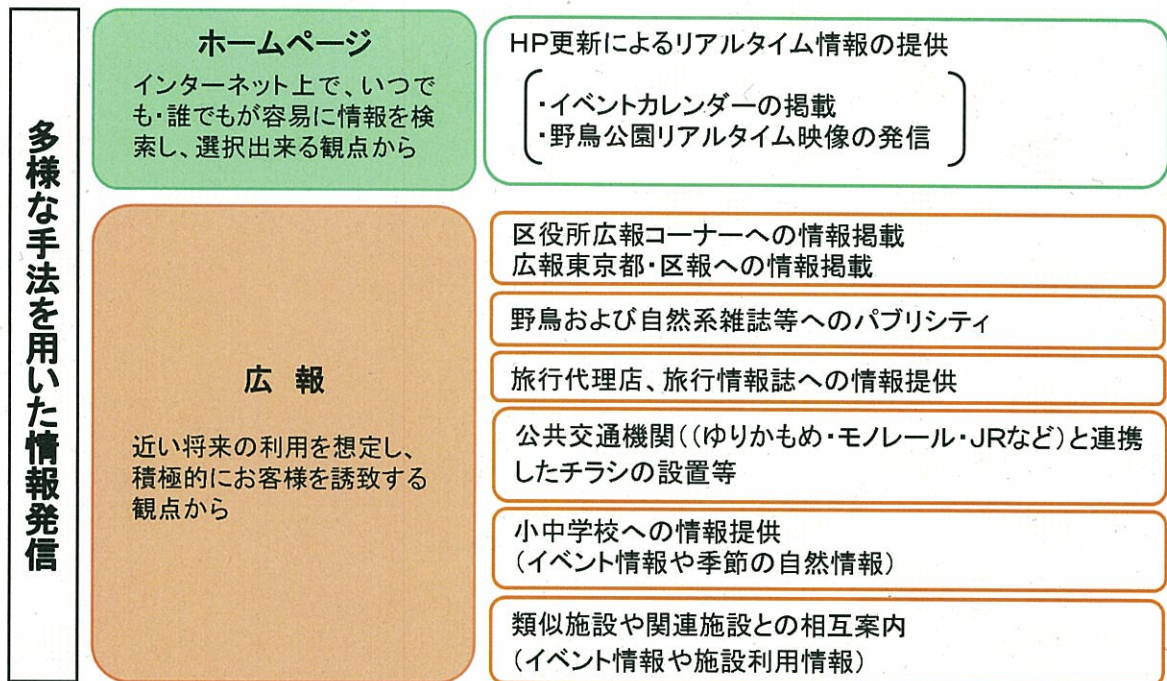
<図表1>

3 管理運営計画(1)
「魅力とサービスを高める取組み」



<図表2>

3 管理運営計画(1)
「多様な手法を用いた情報発信例」



- (2) 東京港野鳥公園では、開園以来様々なボランティア団体、NPO、地元団体等が活躍しています。このような団体等との連携を含め、今後、貴団体が都民等との協働・連携についてどのように考え、どう推進していくのか具体的に記載してください。

1 都民等との協働・連携の考え方

東京港野鳥公園は、計画段階から野鳥の生息環境を守る様々な団体・グループの声が活かされ、今日に至っていることから、様々な人たちが相互理解のもとに育てていくという、協働の精神をテーマとした公園でもあると考えます。私たちは、本公園の設置目的に沿って、この協働のもつ実効性をさらに発展充実させていくことが、公園の意義を広め、価値を高めていく上で、最も重要であると考えます。

2 協働・連携の推進方策

現在、当公園で活躍している「NPO法人 東京港グリーンボランティア」、「東京港野鳥公園ボランティアガイド」との協働・連携を、以下のとおり、積極的に推進します。

①ビジョンを共有化し、行動の一体性を確保します（別紙〈図表1〉参照）

私たちは、これまでも、公園管理の情報の共有化等を目的に、定期的な会議をNPOやボランティアと行ってきました。今後は、NPO等との一体的な管理運営を充実させるため、環境管理計画や事業計画などの重要事項をNPO等とともに協議、決定する場として、A社が主体となった、「(仮称)野鳥公園マスター会議」を設置します。また、具体的な事業の内容とノウハウなどの意見交換のために、あわせて「(仮称)月例会議」を設置します。

②自主的なボランティア活動をサポートします

ボランティア団体の運営や事業を充実させていくため、「NPO法人 東京港グリーンボランティア」には、活動しやすい環境づくりを進めるとともに、新たに常設の執務場所を提供し、「東京港野鳥公園ボランティアガイド」には、ガイドに必要な被服、関係器材を貸与するなどの支援を行います。

- (3) 都民等からの様々な要望、苦情に的確に対応するための具体的な考え方及び取組方法について記載してください。

1 要望・苦情は、様々な手段で積極的に把握します

①HP、専用メール、電話、FAXで、②現場では直接対応に加え、受付にご意見箱を設置し、③定期的にCS(顧客満足度)アンケートを実施するなど、積極的に把握します。

2 受けた要望・苦情は、情報管理を徹底したうえで以下のとおり対応します

要望・苦情は、公園に関わる法令や指針等を遵守し、公平・公正の観点から作成した「対応マニュアル」を基本に、即対応するものは、現場で、一定の時間を要する案件は、統括本部マネジメントチームがお受けします。この場合は、東京都と連携しつつ、処理方法を決定したうえで、直接または、現場から即日、もしくは翌日を目安にお客様へ回答するものとし、合わせて結果を速やかに東京都に報告いたします。

なお、要望・苦情は、業務改善に役立てるデータベースとして本部及び現場の「お客様ご意見手帳」に登録すると共に、個人情報の保護を徹底します。

3 要望・苦情は、PDCAサイクル活動により評価し、業務に反映させます(別紙〈図表2〉参照)

お客様からの要望・苦情を業務に反映していく仕組みとして、PDCAサイクル活動を導入します。

【計画：P】 統括本部マネジメントチームが要望・苦情やCSアンケート調査等により策定した「対応マニュアル」により、処理方針を決定します。

【実施：D】 方針に基づき、現場等を通じて、速やかに実行に移すと共に、組織全体で情報を共有します。また、重要事項はHPや管理事務所に公開します。

【評価：C】 マネジメントチームが、結果についてCSアンケート調査やお客様意見等により、評価します。

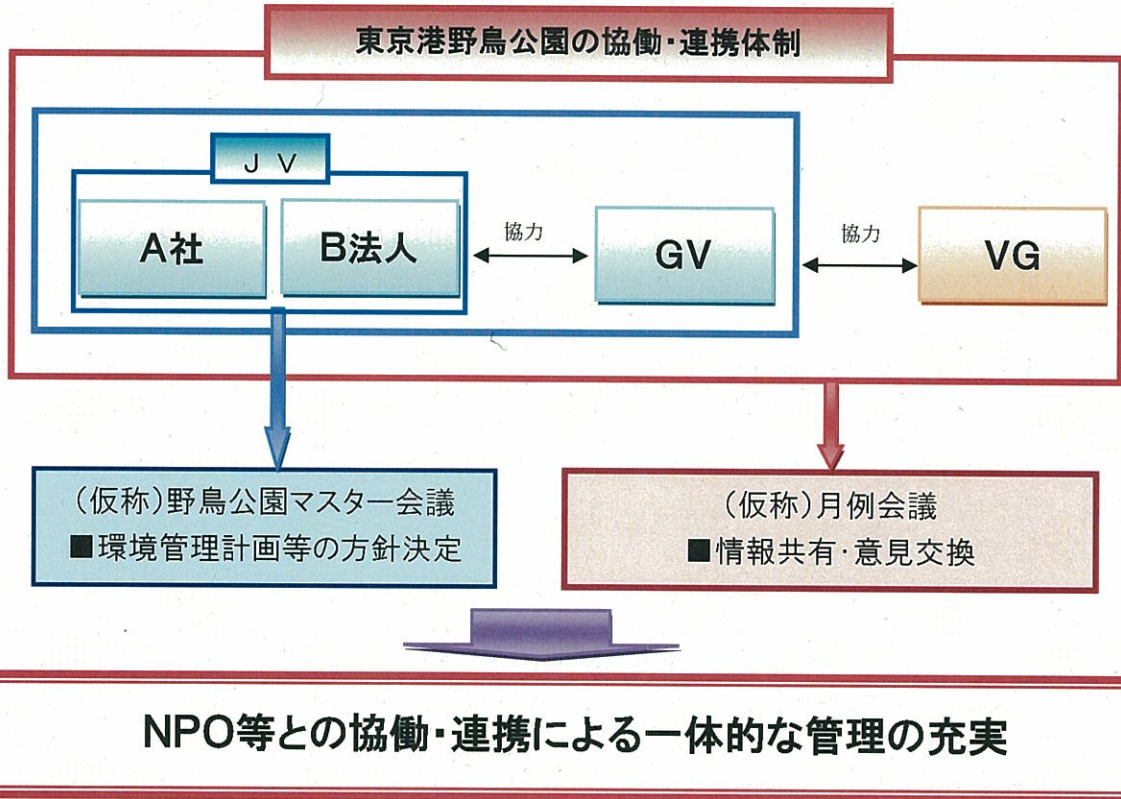
【反映：A】 評価について、同じ問題を発生させないよう、「対応マニュアル」に反映します。

※本公園で想定される具体的な例について、取組方法を別紙に示します。(別紙〈図表3〉参照)

<図表1>

3 管理運営計画(2)
「協働・連携の推進方策」

※GV=NPO法人 東京港グリーンボランティア
VG=東京港野鳥公園ボランティアガイド



GVのみなさん



VGの野鳥観察ガイド①



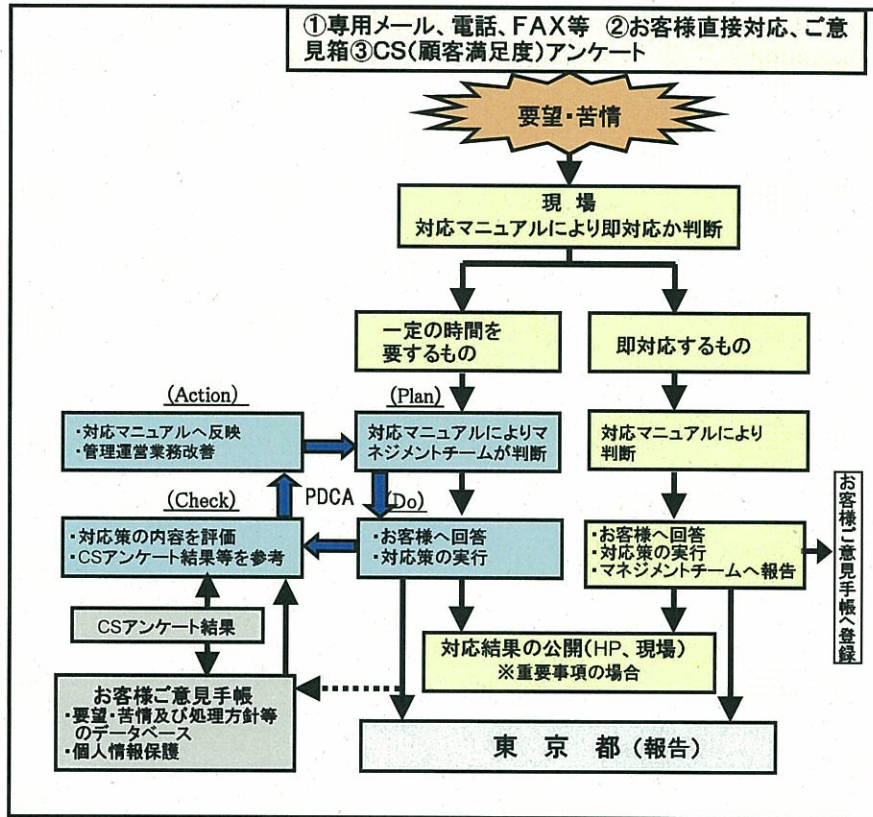
構成員・GV・VGの定例会議



VGの野鳥観察ガイド②

<図表2>

3 管理運営計画(3)「要望・苦情への対応方法」



<図表3>

3 管理運営計画(3)「要望・苦情への具体的な取組方法」

野鳥観察の利用に関する苦情の事例を挙げて、具体的な取組方法を以下のとおり、詳述します。

事例	樹木やヨシの刈り込みが少なく、観察小屋からの見通しが悪い。
対応の基本	具体事例
① 誠実かつ十分に話をお伺いします	<ul style="list-style-type: none"> ◆お客様の立場になり、誠実な態度で、ご要望の内容や意図を十分把握します。 ◆内容をわかりやすくまとめて、マネジメントチームへ迅速に報告します。
② 迅速かつ公平・公正な判断を行います	<ul style="list-style-type: none"> ◆マネジメントチーム長は、関係するチーム班を召集し、頂いたご意見の検討と社内報告を行います。 ◆判断は、公園の管理運営方針や公平・公正性の観点から迅速に行い、対応策を決定します。
③ 考えのしっかりした丁寧な説明で回答致します	<ul style="list-style-type: none"> ◆現場からお客様に、現在、その付近でカイツブリの営巣が行われているためにヨシの刈り込みを控えており、営巣の終了後にヨシを刈る調整を行うことを、即日、または翌日に回答します。 ◆対応が済んだ段階で、お客様に完了の報告と感謝を申し上げます。
④ 業務への反映を行います	<ul style="list-style-type: none"> ◆マネジメントチームの指示により、同じ問題を発生させない改善策として、お客様への情報提供の徹底を図ります。 ◆今回のご意見、対応内容は、パークメンテナンス方式(※1)へ反映させると共に、お客様ご意見手帳にも集約します。 ◆一連の内容を一定の様式にわかりやすくまとめ、東京都へ報告します。

※1【4 維持管理等計画】(2)参照

- (4) 東京港野鳥公園の魅力向上させ、利用促進を図るため、指定管理者自らが経費を負担し、自主的な事業を実施することも重要となります。指定管理者として自主的な事業を行う際の計画内容を記入してください。

1 協働を軸に資源を活かした積極的な運営

日本でも環境移設という先進的な取り組みにより、貴重な自然資源をもつ野鳥公園では、公園の意義や重要性を共有するあらゆる人たちによって、野鳥の生息環境を守り、育てるといった**積極的な協働**が重要です。今後さらに、人と自然が共生することへの共感の輪を広げていくためには、自然や生きものに触れ合うための**環境学習の場と機会**を提供することも不可欠です。このため、私たちはこれらを推進し、実現を図るため、これまでの多彩な公園行事を継続して実施するとともに、以下の自主的な事業を積極的に展開します。**※自主事業及び公園行事については〈図表1〉を参照。**

2 具体的な計画内容(〈別表1〉参照)

(1)野鳥の生息環境を維持・保全・継承するための自主事業

- ①環境管理技術の体系化と発表・展示
- ②観察時点では見られない野鳥のデジタル機器による解説

(2)環境学習を充実するための自主事業

- ①NPO等との協働による多彩な里地・里山体験(耕作体験、干潟観察会、昆虫体験企画)
- ②「(仮称)野鳥と自然の100の不思議展」の開催
- ③野鳥教養講座の開催
- ④生物多様性企画

(3)協働による公園づくりのための自主事業

- ①国際的なワークショップや研修会の実施
- ②東京バードフェスティバルの開催
- ③里地・里山フェスタの開催
- ④湿地保全団体等との交流会議の開催



耕作体験



干潟観察会

〈別表1〉 自主的な事業内容

(1) 野鳥の生息環境の維持・保全・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・環境管理技術の体系化と、その発表・展示による先端技術や手法の公開 ・タッチパネル型先端デジタル機器を活用した解説
(2) 環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人と自然の共生が実感できるNPO等との協働による里地・里山体験等 ・野鳥と自然の魅力を再発見するための企画展の開催 ・学校との連携による野鳥教養講座の開催 ・生物多様性の必要性を実感できる企画の実施
(3) 協働による公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・シギ・チドリ類が飛来する国等との国際的なワークショップや研修会の実施 ・東京港野鳥公園の代表イベント「東京バードフェスティバル」の開催 ・NPO等や企業などと連携した秋の里地・里山フェスタの開催 ・湿地保全団体等との交流会議による情報共有と交流

<図表1>

3 管理運営計画(4)
「自主事業計画」

GV=NPO法人東京港グリーンボランティア
VG=東京港野鳥公園ボランティアガイド
NC=ネイチャーセンター センター=自然学習センター

項目	内容	実施主体	実施場所	
干潟や里山等の多様な公園資源を活用した季節毎のプログラム(公園行事含む)	4月	春の子供干潟教室	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
	5月	歩いてみよう!野鳥公園ポイントラリー!	B法人	公園全体
		春の干潟観察会	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
		東京バードフェスティバル	実行委員会	公園全体
	6月	ボランティア体験鳥さんやカニさんたちのお家の大掃除	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
		公園探検隊 水の中のいきものをさがそう	GV	自然生態園・センター
		こどもひがたどろんこ隊	B法人	潮入りの池・NC視聴覚室
	7月	公園探検隊 虫をさがそう	GV	公園全体・センター
		クリーンアップ大作戦	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
		こどもうみべ発見隊	B法人	前浜干潟・NC視聴覚室
	8月	フジツポの子供を見てみよう(2回連続)	GV	潮入りの池・NC視聴覚室
		野鳥公園のうみべであそぶ日	B法人	前浜干潟
		野鳥公園でチドリに会おう!	GV	潮入りの池・前浜干潟
		昆虫の生態を学べる体験企画	A社・B法人	西園
		(仮称)野鳥と自然の100の不思議展	A社・B法人	NC
	9月	干潟のカニ観察会	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
		東京港野鳥公園 自然体験講座	B法人	公園全体・NC視聴覚室
		竹細工教室	GV	西園・センター
		バードカーピング体験教室	バードカーピングクラブ木翔舎	NC 1F
	10月	ブローチ教室		NC 1F
		生物多様性企画	A社・B法人	NC 1F
	11月	潟タウォークの干潟会	GV	NC B1・前浜干潟・NC
		どんぐり拾いと工作	GV	西園・センター
	12月	竹炭焼き(2日連続)	GV	西園・センター
		公園探検隊 野鳥をさがそう	GV	公園全体
		里地・里山フェスタ	A社・B法人・GV等	西園・センター
		巣箱づくりと巣箱掛け	GV	西園・西園保護区内
		クリーンアップ大作戦	GV	前浜干潟・NC視聴覚室
野鳥公園収穫祭		B法人	センター前	
1月	公園探検隊 冬ごもりの生きものをさがそう	GV	西園	
	ヨシ刈りとヨシズ作り	GV	西園	
	国際的なワークショップや研修会	B法人	NC	
2月	環境管理技術の発表・展示	B法人	NC	
	野鳥公園でカモを探そう!	GV	東園・前浜干潟・NC	
	身近な水辺から始める環境学習講座 〜ガンカモ ティーチャーズ ガイド講習会〜	B法人	東園・NC視聴覚室	
3月	湿地保全団体等との交流会議	B法人	NC	
	クズですてきなカゴを作ろう	GV	センター	
定例行事	おさんぽガイド	B法人	東園・NC視聴覚室	
	ショートプログラムスライドショー (日曜日の13:30から)	VG	NC	
	潮入りぐるっと観察会(毎月第2日曜日13時から)	GV	東園保護区・前浜干潟	
固定メンバー制行事	耕作体験 田んぼクラブ(年8回) ・種まきから収穫までのお米づくり体験	B法人・GV	自然生態園水田・センター	

※ は、自主事業です。その他は公園行事として記載してあります。

※自主事業の開催月、実施場所については、変更する場合があります。

【4 維持管理等計画】

(1) 東京港野鳥公園を適正に維持管理していく前提として、海上公園が果たす社会的役割や位置付けについて、貴団体がどのように認識されているのか、述べてください。

○海上公園は、全国、都内の公害問題が顕在化した昭和40年代後半に、海の都民への開放と自然の回復を目的として、東京都が政策的に取り組んだ計画的な公園緑地プロジェクトです。

○プロジェクトは、構想という形で、東京都市計画公園緑地との整合を図りつつ、23区の四分の一の面積を占める臨海地域及び水域に、葛西から羽田沖まで続く水と緑のネットワークの形成を図り、個々には水域、渚、砂浜、栈橋といった都市公園では見られない対象を公園化するなど、**全国でも類のない制度を基盤とした先進的な事業**と認識しています。

○今日までに、海の森公園を除き、構想の大半が実現する中で、東京港野鳥公園は、かつてあった野鳥の生息地を環境移設という考え方と手法により、復元・回復されました。その自然環境(公園)は、東京湾のみならず、世界的にみてもシギ・チドリの渡りの拠点となるような重要度の高いものであり、**野鳥生息等の観点から、継続して保全していく大きな社会的役割**をもつものと認識しております。

○また、市街地に近く、多様な自然環境をもつ施設であることから、都民等が身近に自然とふれあい、体験できる場としての役割も併せ持っているものと認識しております。

○指定管理を実施するにあたっては、以上のような海上公園の社会的な役割や位置づけ、東京港野鳥公園の生い立ちや役割・特性を十分に理解、配慮した上で、環境管理計画を策定し、自然の環境要素そのものが、事業の価値を維持し、高めることができるよう、**NPO等との協働やこれまでのノウハウをもって、質の高い維持管理を実施**してまいります。

(2) 東京港野鳥公園は、利用と保全の調和が特に必要とされる公園であり、専門的知見に根ざした高度な維持管理技術が求められます。東京港野鳥公園を適正に維持管理するための基本方針について記載してください。

1 自然地の保全と公園の利用に留意した維持管理

○本公園は、従前あった大井埋立地の鳥類の生息環境を保全するため、環境移設という先進的な取組みにより、復元、回復が行われた貴重な公園です。公園では、野鳥の生息を誘導する9つの環境要素(樹林地、低茎草本地、高茎草本地、砂礫地、淡水泥湿地、淡水池、汽水池、内陸干潟、前浜干潟)の管理が最も重要であり、各々の役割や機能が果たせるよう、適切に維持していくことが不可欠です。

○この環境要素は、時間の経過と共に変化するため、鳥類にとってより豊かな環境となるためには、単なる知見だけでなく、これまでの経験やデータを組み合わせ、改善・対処することが重要です。例えば、鳥類があまり飛来していなかったヨシ原を、それまでのノウハウに基づき、淡水泥湿地に改善する提案を行った結果、東京都の改修により、飛来する鳥類の種や個体数が増えたことは、良い例と考えます。

○今後は、こうした実績やノウハウを応用して、鳥類や生き物の生息環境を豊かにし、それが自然との多彩なふれあいや体験の場となるよう、設置目的をふまえた維持管理を実現していくべきものと考えます。

○なお、一般の緑地等は、鳥類の生息を支える自然要素の一部である一方、一般のお客様が不都合なく利用して頂く空間でもあり、双方の視点を採り入れた、公園独自の指針により、バランスのとれた維持管理を進めてまいります。以下、東京都の仕様を遵守することを基本として、具体的に記載します。

2 自然地の維持管理の基本方針(別紙<図表1>参照)

(1) 生息種数等を高める環境管理を積極的に進めます

○本公園では、鳥類を始めとした多様な生き物が生息できるよう、環境要素を一定水準に維持していく環境管理の技術が重要です。私たちは、これまで鳥類等の調査や環境管理の実験・提案を通じ、今般、国や都のレッドリストの指定を受けた鳥類も含め、年間90種が生息する状況を維持してまいりました。

○今後、こうした生息状況をさらにレベルアップしていくことが当グループの重要な使命と考え、培ってきた知見と調査による監視に加え、環境省モニタリング 1000 調査への参加による全国における評価を行い、学識経験者や大学等研究機関との意見交換等を活用し、積極的に環境管理に取り組んでまいります。

(2) 希少な鳥類をより重視した維持管理を展開します

○環境要素の管理においては、これまで生息の目標となる鳥類を定めて、これに即した管理を進めてまいりました。今般改訂された東京都のレッドリストの中には、当公園に生息する種も多く、生物多様性の保全のためにも、レッドリスト種を堅持する重点的な生息地管理が重要です。別紙<図表2>に示した、レッドリスト種を中心に管理目標の鳥類を選定し、その生息環境を維持する管理を研究し、保全の使命に応えてまいります。

(3) 自然体験や環境学習ができる維持管理を促進します

○本公園は、これまでも都民、NPO等、様々な人たちとの協働によって支えられ、里地・里山体験など数多くのイベントの大半は、人と自然が関わりあう維持管理の形で行われてきました。環境への関心がますます高まる中で、今後、多くの人たちが維持管理を通して環境学習の機会に恵まれるよう、時代にあった保全テーマの広がりや重点性に配慮しながら、これまで以上の取組みを推進してまいります。

3 一般緑地等の維持管理の基本方針

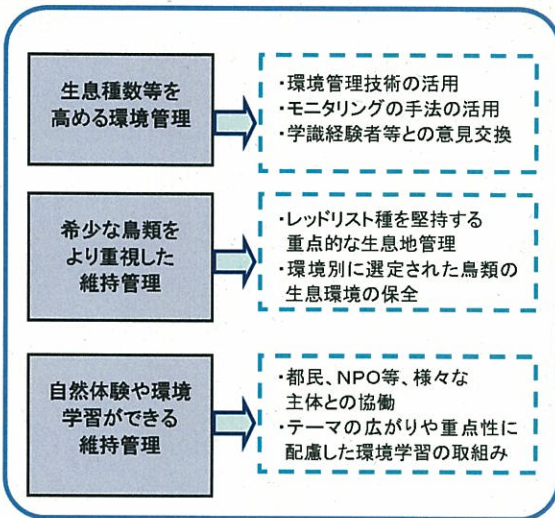
以下のとおり、保全と利用のバランスに配慮し、改善活動を導入した維持管理に取り組めます。

○東京都の仕様を具体化する「維持管理実施ガイドライン」に沿って、業務を遂行しますが、その際、計画的に定期修繕を行うことで、突発リスクを最小化する方式、即ち、独自の「パークメンテナンス方式」(別紙<別表3>参照)を採用します。また、日々起こる不具合等については、実績をあげてきた「機動補修チーム」によって、迅速に修繕を行います。また、都民に対し、修繕などの内容を公開するため、作業理由等を現場に表示する「見える化」方式の管理を新たに実施します。

○措置は、利用者等により評価を行い、ガイドラインへ反映させることで、管理水準の向上に役立てます。

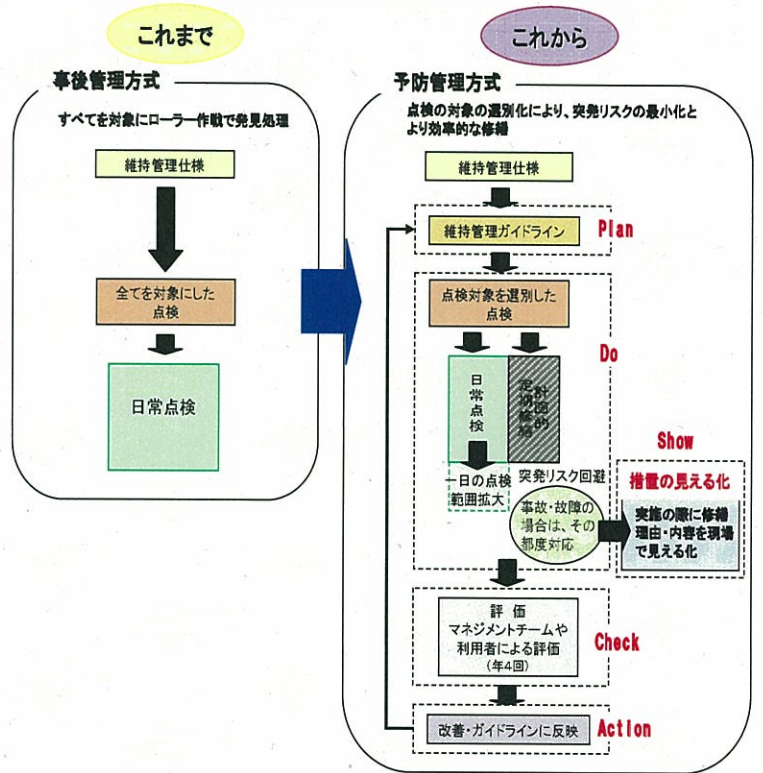
〈図表1〉

4 維持管理計画(2)
「自然地の維持管理の基本方針」



〈図表3〉

4 維持管理計画(2)
「パークメンテナンス方式」



〈図表2〉 4 維持管理計画(2) 「環境別目標鳥類の管理」

利用環境	目標鳥類	希少性・生物多様性保全等	必要環境条件	管理内容
淡水池・淡水泥湿地・高茎草本地	ヨシゴイ	東京都絶滅危惧Ⅰa類・営巣と採食	・営巣・採食場所となるガマ群落とヨシ群落	・水中草刈の調整によるガマとヨシの配置調整
	サンカノゴイ	東京都絶滅危惧Ⅰa類・越冬期採食と休息	・食物となる水生生物(小型魚類や水生昆虫・甲殻類)	・水位管理による水の確保
	カイツブリ	東京都準絶滅危惧種・営巣と採食	・採食地となる開けた水面	・ヨシ、ガマの刈り取りによる水面の確保
	カモ類	水域の主要鳥類群・越冬期休息	・営巣場所となるガマやヨシ	・水位管理による水の確保
	サギ類	水域の主要鳥類群・採食	・休息場所となる水面およびガマ・ヨシ群落	・水中草刈による、水面とガマとヨシの配置調整
砂礫地・淡水泥湿地・低草本地・樹林地	コチドリ	東京都絶滅危惧Ⅱ類・営巣と採食	・採食場所となる水深 15cm以下の浅い水面	・耕耘および草刈による水際植生の抑制
	モズ	東京都絶滅危惧Ⅱ類・採食	・営巣環境としての裸地	・繁殖期前の耕耘
前浜干潟・内陸干潟・砂礫地・淡水泥湿地	メダイチドリ	東京都準絶滅危惧種・渡り中継	・丈の低い草地の確保	・草刈と耕耘による植生の抑制
	アオアシシギ	東京都準絶滅危惧種・渡り中継	・休息場所となる低木の確保	・剪定や伐採による低木の確保
	キアシシギ	東京都絶滅危惧Ⅱ類・渡り中継	・採食場所となる干潟	・水門管理による潮流の確保
高茎草本地	オオヨシキリ	東京都絶滅危惧Ⅱ類	・ゴカイなど底生生物や小魚	・草刈りによるヨシの抑制
	オオジュリン	東京都準絶滅危惧種	・満潮時の休息地となる裸地あるいは丈の低い草地	・耕耘による泥湿地の確保
樹林	アオジ	多様な構造を持つ樹林が必要な鳥類	・密度の高いヨシ原	・耕耘による泥湿地の確保
	シロハラ		・休息地となる低木やササ層	・ササの刈り取り方法の調整、数の剪定による林内の複層化

- (3) 東京港野鳥公園を適正に管理するためには、東京都と連携を密にした上で、業務の内容を絶えずチェックする必要があります。維持管理業務を着実に遂行するための東京都との連携・協力・検査体制及び指定管理者による業務の指導・監督・検査体制について記載してください。

1 東京都との連携・協力・検査体制

東京都との維持管理業務に係る連携・協力・検査体制は、「定期的な報告に係る事項」と「協議を通じて東京都と連携を図る事項」に分かれるものと考えます。報告等にあたっては、統括本部マネジメントチームによる自己検査を徹底したうえで、誠実かつ確実に遂行いたします。

(1) 定期的な報告に係る事項

① 年間計画書及び月例計画書の提出

緊急対応等経費に相当する年間修繕計画、直営・外注作業の年間作業実施計画、月例計画については、東京都との事前協議も含め、期限までに確実に提出いたします。

② 維持管理作業の実施

計画に記載された維持管理項目については、独自のパークメンテナンス方式(【4 維持管理等計画】(2)参照)により、業務改善を図りながら実施し、実施報告書へ反映します。

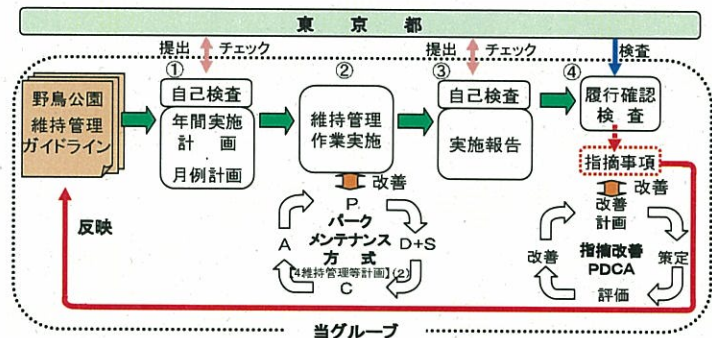
③ 実施報告の提出

毎月の実施報告については、図面や写真等の添付や小修繕の実績も含め、わかり易い形で東京都に提出いたします。

④ 東京都の履行確認検査への対応

実施結果に係る東京都の検査については、事前に仕様書・設計書・契約書・作業報告書等を精査・準備し、検査に即応できる体制を整えます。指摘や意見等については、真摯に受け止め、顛末を記録したうえで、速やかな改善を図るとともに、当グループ作成の維持管理ガイドラインに反映いたします。

〈定期的報告に係る維持管理業務とチェックの流れ〉



(2) 協議を通じて東京都と連携を図る事項

① 年間実施計画等に無い突発的な緊急時対応

事故・災害復旧等による緊急の場合は、事実確認と応急措置を実施し、速やかに東京都に報告と協議を実施します。お客様の安全性や利便性等を確保する修繕は、改修目的や写真等とともに、実施の有無、施工方法について事前に東京都と協議します。

② 指定管理者の権限の及ばない案件

通常の維持管理を超え、かつ社会性・事件性の強い事件や事故が発生した場合には、【4 維持管理等計画】(5)に基づき東京都と密接な協議を進め的確に対応します。

2 外部発注業者への指導・監督・検査体制

当グループが発注する外部業者に対しては、責任者と打合せを行い、東京都の仕様による施工計画書や安全衛生関係書類、出来高写真の精査を徹底、指導監督します。履行中は、工程管理、安全管理、品質管理について当グループが指名した検査員が、公正な立場に立ち的確な検査を実施します。なお、業者の作業は、パークメンテナンス方式(【4 維持管理等計画】(2)参照)を運用する中で実効性あるチェック機能を確保します。

(4) 都民や東京都からの修繕等の要望に対してどのように対応するか、指定管理者としての考え方や対応姿勢について、経費支出の考え方を含めて記載してください。

1 都民や東京都からの修繕等の要望に対する基本的な考え方

公の施設である公園施設を、常に適正・安全な状態に保持することは、指定管理者の基本的な責務です。私たちは、計画的・先行的修繕により突発事項の発生を抑止する、いわば、予防管理の考え方を柱とした、独自のパークメンテナンス方式を活用して(【4 維持管理等計画】(2)参照)、常に良好な施設の状態を実現していく考えです。

都民等からの修繕等の要望が生じた場合は、当グループの統括部門のマネジメントチーム(【2 人員配置計画】(2)参照)が、速やかに判断し、下記のとおり迅速かつ誠意を持って対応します。

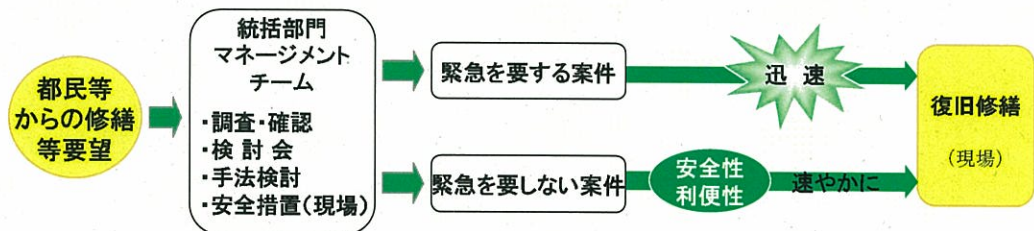
(1) 都民等からの修繕等の要望が生じた場合

① 緊急を要する案件

安全性に係る緊急案件は、迅速性を第一優先とし、現場への立入禁止等の保全措置を施し対応します。

② 緊急を要しない案件

緊急を要しない不具合等については、要望等の趣旨と現場の調査確認等を行った上で、当グループ統括部門のマネジメントチームが手法等を検討し、機動補修チーム及び専門業者が、安全性や快適性に留意しつつ、速やかに復旧修繕します。当公園は、自然の回復・復元を目的に創出された公園でもあることから、草地を短く刈り込まないといった、一般的な公園とは異なる植栽管理を実施するなど、野鳥や昆虫などの生息地を保全するという環境管理の視点にも留意しつつ、修繕要望に取り組めます。



2 修繕に係る経費支出については、以下のカテゴリーに分けて的確に対応

① 30万円未満の修繕

30万円未満の修繕は、計画的なものと同発的に発生するものに分類されますが、安全に関わるものを第一優先とし、迅速に対応いたします。

② 緊急対策への対応

30万円以上の修繕については、東京都へ提出する年間修繕計画に基づき実施し、計画書に記載がない緊急修繕が発生した場合は、既存計画との整合性や優先順位付けなどについて、東京都と協議しつつ対応いたします。

③ 上記に属さない異常事態への対応

緊急事態には、安全性を第一に、事実関係を速やかに調査し、応急処置を実施します。時間を要する根本的な課題には、東京都と協議の上、実施主体や方法を明確にし、当グループとして、可能な限り柔軟に対応できるよう取り組んでまいります。

④ 予算枠を越えた修繕要望等への対応

施設補修費の予算枠を越えた修繕要望等は、お客様の安全を第一とするポリシーのもと、委託費等の流用や自己財源による捻出など、協議のうえ前向きな検討を行います。

- (5) 日々起こりうる事故の予防及び事故が発生した場合の応急対応について、東京港野鳥公園の特性を踏まえ、指定管理者としての危機管理に係る具体的な取組及び体制を記載してください。併せて、地震等災害の発生時における対応についても記載してください。

■ 事故の予防や発生した事故への対応は、安全・安心な公園を実現する基本であり、都民協働等による公園の活性化など、新たな企画を創造する土台づくりに不可欠なものとして、特に、重視してまいります。

1 日々起こり得る事故の予防

○野鳥公園は、一般の方が立ち入れない規模の大きいサンクチュアリ(淡水池含む)と自然生態園、開放園地で構成されており、事故としては、①サンクチュアリでは、人目につかない池等での環境保全作業の事故 ②自然生態園では、里地・里山活動等、ボランティアの方々の作業での事故 ③一般園地では広場や園路等の状況に起因する事故が想定され、全体として自然環境での作業であるため、生物被害(ハチなど)にも留意し、これに即した事故予防が重要と考えます。

○このことから、公園の日々の管理では、**事故を未然に防止することをポリシー**として、①管理者自らが行う作業では、安全基準やマニュアルをもち、相互に現場確認を励行する。②ボランティア活動では、保険への加入や作業の安全マニュアルを用意し、団体内での研修のほか、定期的な会議で作業の安全確保を確認する。③一般園地では、不特定多数のお客様の安全を第一として、予防管理を旨とする「パークメンテナンス方式」(【4 維持管理等計画】(2)参照)により安全確保を徹底します。

2 事故が発生した場合の応急対応(別紙<図表1>参照)

○発生した事故については、迅速かつ的確な初動体制と応急措置によって、影響を最小限に留めることを当グループの行動ポリシーとします。

(1) 日常で発生した事故

日常で発生したけがや病気への対応は、現場を窓口としてグループ代表本社(統括本部)と連携を図ります。また、施設内に救急箱、AEDを備え、グループ代表社員の上級救命士が応急措置を行い、事故者の精神的介護を進めながら、救急連絡・報告措置を迅速に行います。

(2) 公園機能に影響をもたらす事故や事件

強風・強雨による施設損壊、倒木等の被害、落雷による停電には、機動補修チームや専門チームがスピーディーに対処します。自殺などの事件等は、初動に正確性を求め、警察・消防への迅速な連絡・サポートを行い、関係組織へ迅速に報告します。

(3) 社会的影響の強い事故

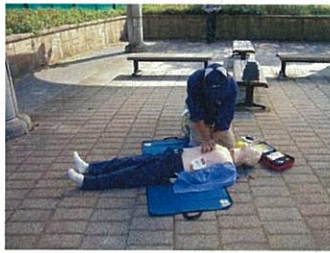
鳥インフルエンザの発生や公園の大規模損壊等は、社会的影響が想定されるため、対応窓口を、グループ代表本社(統括本部)に設置し、現場スタッフへの指揮を行います。また、東京都をはじめとした関係官公庁との、情報連絡については、的確かつ迅速な対応が行えるよう専用通信回線を活用します。マスコミ、一般利用者への対応を区別することで、情報連絡体制を確保します。

3 地震等発生時における対応(別紙<図表2>参照)

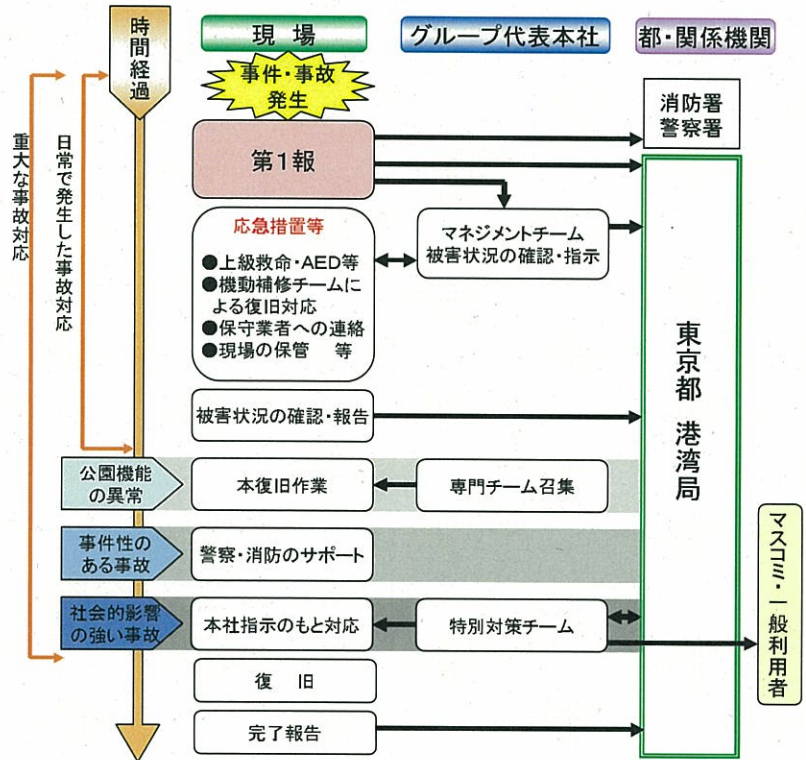
○地震等発生時には、統括本部が整備した「危機管理計画書」及び「緊急時アクションマニュアル」により危機管理対策本部を本社に設置し、災害規模の程度に応じた体制を敷き、施設の安全のために必要な措置を、東京都と密接に連携し実行します。また、臨海地域にある本社の立地を活かした応援体制により万全の備えを期します。

○野鳥公園は、避難場所に指定されていることから、定期的に防災訓練を進めます。また、発災時に帰宅困難者等が想定される場合は、公園建物の有用性を考慮し、東京都と協議して一定の受入れを検討し、積極的に対応します。また、被災時には関係機関との通信手段が途絶えることを想定し衛星携帯電話等を導入して情報手段を確保し、確実な連絡体制を維持します。

<図表1>



上級救命士による
AED訓練



<図表2>



対策本部による情報収集

